

新田高等学校
いじめ防止基本方針

平成29年5月

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「至誠」・「明朗」・「敬愛」・「剛健」を校訓とするとともに、「社会に貢献する健全有為な人材の育成」という建学の精神のもとに教育を実施している。そういったことから、いじめは重大な人権侵害であるという認識のもとに、ここにいじめ防止基本方針を定める。

2 いじめ防止基本方針とは

いじめは、冷やかしやからかいのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったりするなど、深く傷つき、悩んでいる生徒もいる。いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、生徒達が意欲を持って充実した学校生活を送れるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するためのものが「いじめ防止基本方針」(いじめ防止全体計画)である。

3 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- ・「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

(3) いじめの構造と動機

① いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用となったりする。

② いじめの動機

いじめの動機には、以下のものなどが考えられる。(東京都立研究所の要約引用)

- ・嫉妬心 (相手をねたみ、引きずり下ろそうとする)
- ・支配欲 (相手を思いどおりに支配しようとする)
- ・愉快犯 (遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする)
- ・同調性 (強いものに追従する、数の多い側に入っていたい)
- ・嫌悪感 (感覚的に相手を遠ざけたい)
- ・反発、報復 (相手の言動に対して反発、報復したい)
- ・欲求不満 (いらいらを晴らしたい)

(4) いじめの態様 いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

- | | | | |
|-----------|-----------|--------------|-------|
| ・落書き、物壊し | ・避ける | ・集団での無視 | ・陰口 |
| ・暴力 | ・ぶつかる、小突く | ・命令、脅し | ・性的辱め |
| ・授業中のからかい | ・使い走り | ・悪口を言う、あざける | ・噂流し |
| ・仲間はずれ | ・嫌がらせ | ・メール等による誹謗中傷 | ・たかり |

4 いじめ防止の指導体制・組織的対応

(1) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を以下の通りとする。

いじめはどの生徒にも起りうるという事実を踏まえ、学校における教育活動全体を通して、自尊感情を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

- * 一人一人の個性を伸ばし、自信を持たせ、コミュニケーション能力を育む教育の充実を図る。
- * 特別活動を充実させ、規範意識を高め、集団での望ましい人間関係づくりを図る。
- * 定期的実施している3者面談や随時行う教育相談を充実させる。
- * 定期的に発行する人権だより「みどり」を充実させ人権意識の高揚を図る。
- * 教科「情報」におけるモラル教育の充実を図る。
- * 保護者に「いじめ防止基本方針」等を周知し一層の連携を図る。

(2) 緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を以下の通りとする。

→ いじめ対策委員会の設置

- * いじめを認知した場合、校長は速やかに「いじめ対策委員会」を招集する。
- * 構成員は、校長、教頭、生徒指導部長、人権教育主任、工業科長、普通科長、学年主任、特進コース長、教育相談係(特別支援教育コーディネーター)、養護教諭、関係教諭、その他とする。
- * 委員会の取組内容は、①事実関係の正確な調査・把握と学園本部及び県への報告 ②被害者、加害者また全体に対して、具体的な指導方針を決定 ③保護者と連携をとりながらいじめの解決指導 ④警察等関係機関と連携をとりながらいじめの解決指導 ⑤事態収束まで継続指導・経過観察 ⑥いじめ防止等の取組のPDCAサイクルでの検証等とする。

5 いじめの予防

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。学校においては教育活動全体を通して、自尊感情を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

(1) 学業指導の充実

- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり

(2) 特別活動の充実

- ・ホームルーム活動における望ましい人間関係作りの活動

(3) 教育相談活動の充実

(4) 人権教育の充実

- ・人権意識の高揚
- ・講演会等の開催

(5) 情報教育の充実

- ・教科「情報」におけるモラル教育の充実

(6) 保護者との連携

- ・いじめ防止対策推進法、いじめ防止基本方針等の周知

6 いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。いじめは目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知し、早期に対応することが重要である。

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「いじめ問題発生時の対応マニュアル」にそって、速やかに報告し、直ちに情報を共有する。その後は、関係生徒から事情を聞き取るなどして事実確認をする。

(2) 学校でのサイン

学校がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなどして、サインを見逃さないようにする。

① いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

| 場 面 | サ イ ン |
|------------|--|
| 登校時 SHR | <ul style="list-style-type: none"> ・いつも一人で登校するか、友達と登校していても表情が暗い。 ・多くの生徒が登校する時間帯を避けて登校してくる。 ・自分から挨拶しようと思わず、友達からの挨拶や声かけもない。 ・教師からのあいさつの声かけに対し、はっきりとした返事が返ってこない。 ・教員と視線が合わず、うつむいている。 ・教室にいることを嫌がり、すぐに教室から離れようとする。 ・はっきりした理由もなく欠席や遅刻、早退が目立ってきている。 ・担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。 ・体調不良を訴える。 ・次の学習の準備をしないで、ぼんやりしていたりそわそわしていたりしている。 ・提出物を忘れてたり、期限に遅れることがたびたびある。 |
| 授業中 | <ul style="list-style-type: none"> ・教室に入れず、保健室や職員室へ来て時間を過ごす。 ・心身の不調を訴え、たびたび保健室やトイレに行き、教室に入りたがらない。 ・机、椅子、教科書、ノート等に落書きされ、汚されている。 ・机周りが散乱している。 ・周囲の生徒が机、椅子を離して座る。 ・決められた座席と異なる席に着いている。 ・おどおどした表情で発言をためらったり、うつむいたりしている。 ・いつも同じ生徒に対して、やじや嘲笑、罵声が起こる。(不審な目くばせ等) ・グループを作って学習するとき、いつも同じ生徒が取り残されている。 ・学習意欲がなく、学習状況の悪化が見られ、学習成績が急激に下がっている。 ・教材等の忘れ物が目立つ。 ・突然個人名が出される。 |
| 休み時間等 | <ul style="list-style-type: none"> ・休み時間になると教室をすぐに飛び出し、一人になろうとする。 ・用のない場所にいることが多い。 ・特別な用事もないのに、職員室や保健室に出入りしたり、近くをうろうろしたりしている。 ・教師に必要以上に寄り添ったり、隠れるようにして話をしたりしている。 ・仲のよかったグループから外されて、一人でポツンとしている。 ・遊びの中でも表情がおどおどし、周囲に異常な気遣いをしている様子が見られる。 ・遊びの中で笑い者にされたり、からかわれたり、命令されたりしている。 ・遊びで使った道具等の後始末をいつもさせられている。 ・衣服が汚れていたりする。 |
| 昼食時間 | <ul style="list-style-type: none"> ・グループ（班）を作って食事する時、机が周囲から離されている。 ・明らかに無視されて会話に入れていない。 ・弁当にいたずらをされる。 ・昼食を教室の自分の席で食べない。 ・一人分以上のパンやジュースを買っている。 |

| | |
|-----------------------------|---|
| <p>清掃時間</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・机、椅子の移動時に、特定の生徒の机、椅子が取り残され、誰も触ろうとしない。 ・誰もしたがらない分担や役割をずっとさせられている。 ・清掃後、頻繁に衣服が汚れていたり、濡れていたりしている。 ・他の生徒は既に清掃を終わらせているのに、いつも同じ生徒が掃除や後片付けをしている。 ・一人で清掃している。 |
| <p>終礼時 下校時 放課後等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・終礼に必ず遅れて教室に入る生徒がいる。 ・下校近くになると、不安そうな表情をして落ち着かない。 ・特別な用事がないのに、教室に残ってなかなか帰ろうとしない。 ・下校時にいつも慌てており、誰よりも早く教室を飛び出す。 ・いつも一人で寂しそうに下校している。 ・下校の通学路で、いつも友達の前物等を持たされている。 ・用事がないのに教師の近くや職員室の周りをうろうろしている。 ・朝や昼には見られなかった衣服の汚れや破れ、擦り傷等がある。 ・持ち物がなくなっていたり、持ち物に悪戯されていたりする。 |
| <p>部活動時</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・一人で準備や後片付けをよくさせられている。 ・部活動を休むことが多くなり、理由を聞いてもはっきりしない。 ・部活動に遅れてくることが多くなっている。 ・みんなと公平な練習ができていない。 ・特定の生徒の失敗を嘲笑したり、罵倒したりする。 ・練習中や休憩中、いつも一人でぼつんとしている。 ・理由がはっきりしない傷、こぶ、あざ、鼻血、怪我等がある。 ・部室や更衣室から明らかにおかしい雰囲気が出てくることがある。 |
| <p>学校生活 全般</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・不自然な言動が見られ、周囲の動向を異常に気にする。 ・普段明朗な生徒が急にふさぎこんだり、おどおどしたりしている。 ・一人で行動したり、集団行動（遠足、修学旅行等）を避けたりしている。 ・連絡帳や生活ノート等に不安や悩みのかげりを感じる表現が見受けられる。 ・いつも使い走り等をさせられるなど、他人の言いなりになっている。 ・いやなあだ名をしつこく言われたり、「キモイ、ウザイ」等と非難されている。 ・特定の生徒の机や椅子や持ち物にさわろうとしない傾向がある。 ・席替えや班決めで、特定の生徒の隣や近くの座席を嫌がる。 |

② いじめている生徒のサイン

いじめている生徒を認知したら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・教室等で仲間同士が集まり、ひそひそ話をしている。 ・ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 ・教員が近づくと、不自然に分散したりする。 ・自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。 ・昼食時にいつも同じ生徒の悪口や失敗等が中心となった話題を面白そうにしている。 ・真面目に清掃に取り組んでいる生徒を冷やかしたり、嘲笑したりしている。 |
|---|

(3) 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

- ・朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。
- ・登校時刻になると体調不良を訴える。
- ・電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。
- ・受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。
- ・不審な電話やメールがある。
- ・遊ぶ友達が急に変わる。
- ・今まで見かけなかった友人が訪ねてくる。
- ・部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
- ・理由のはっきりしない衣服の汚れがある。
- ・理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。
- ・学校や友人のことを話さなくなる。
- ・友人やクラスの不平、不満を口にすることが多くなる。
- ・食欲不振、不眠を訴える。
- ・学習時間が減ったり、成績が下がる。
- ・持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。
- ・自転車がよくパンクする。
- ・家庭の品物、金銭がなくなる。
- ・大きな額の金銭を欲しがる。
- ・自分が大切にしていたものや集めていたものを友達にあげる。

(4) 相談体制の整備

- ・相談窓口の設置、周知
- ・面談の定期的実施

(5) 定期的調査の実施

- ・アンケートの実施

(6) 情報の共有

- ・報告経路の明示、報告の徹底
- ・職員会議等での情報共有
- ・要配慮生徒の実態把握
- ・進級時の引継ぎ

7 いじめへの対応

(1) 生徒への対応

① いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- ・安全、安心を確保する。
- ・心のケアを図る。
- ・今後の対策について、共に考える。
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。

② いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる。
- ・今後の生き方を考えさせる。
- ・必要がある場合は懲戒を加える。

(2) 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分の問題として捉えさせ、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

(3) 保護者への対応

① いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聞く。
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

- ② いじめている生徒の保護者に対して
事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性がある。
- ・生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・何か気付いたことがあれば連絡してもらおう。

- ③保護者同士が対立する場合
教師が入って関係調整が必要となる場合がある。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

- ① 行政との連携
- ・関係生徒への支援と指導、保護者への対応方法
 - ・関係機関との調整
- ② 警察との連携
- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
 - ・犯罪等の違法行為がある場合
- ③ 福祉関係との連携
- ・家庭の養育に関する指導と助言
 - ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握
- ④ 医療機関との連携
- ・精神保健に関する相談
 - ・精神症状についての治療、指導と助言

8 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

①保護者への啓発

- ・フィルタリングの必要性
- ・保護者の見守り

②情報教育の充実

「教科情報」における情報モラル教育の充実

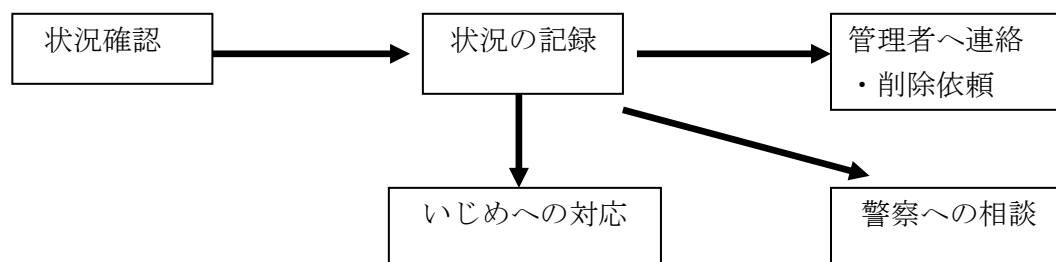
③ネット社会についての講話（防犯）の実施

(3) ネットいじめへの対処

①ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報

②不当な書き込みへの対処



9 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

① 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ・生徒が自殺を企画した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額の金品を奪い取られた場合

② 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合は、迅速に電話連絡や家庭訪問を実施し、状況判断する。

(2) 重大事態時の報告と調査協力

学校が重大事態と判断した場合、速やかに設置者である学校法人を通じて県知事に報告するとともに、行政が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

10 いじめ問題発生時の対応マニュアル

トラブル認知・・・日常観察・本人・周りの生徒の訴え・アンケート等
(担任・情報を得た教員)

↓ 報告

学年主任 (普通科長・工業科長・特進コース長)

↓ 報告

生徒指導部長

↓ 調査 (いつ頃、誰から、どのような態様かなど)

いじめ可能性認知

校長、教頭に連絡

いじめ対策委員会

◎ 構成員

校長、教頭、生徒指導部長、人権教育主任、工業科長、普通科長、
学年主任、特進コース長、教育相談 (特別支援教育コーディネーター)、
養護教諭、関係教諭、その他とする。

- いじめ認知報告
- 調査方針・方法等の決定
- 対応班の編成、事案の状況により、メンバーの決定
(学年主任・担任・部活動顧問・学年教員等)
- いじめ解消に向けた指導・支援
(いじめられた生徒・いじめた生徒・いじめを見ていた生徒
クラス・学年・学校)

保護者

*担任一人で対応しない

職員会議

報告
情報共有

県知事

報告

いじめ調査委員会
チーフ
生徒指導部長

被害者支援委員会
チーフ
特別支援教育コーディネーター

再発防止委員会
チーフ
人権同和教育主任

具体的対応策の協議

いじめ解決への指導・支援

継続指導・経過観察

1 1. 主な取組と役割分担

- ◎いじめ問題の対応に当たっては、全ての教員がそれぞれの役割と責任に応じて主体的に関わり、連携協力することが大切である。
- ◎学級担任・副担任は、全ての段階の各取組について、学級経営の責任者であるという立場の重要性をしっかりと認識し、積極的で能動的な対応を行う。
- ◎管理職は全ての取組における最終的な責任者であり、それぞれの取組が円滑に行われるようマネジメントする立場にあることをしっかりと認識し、取組状況の把握や的確な指示・助言を行う。
- ◎いじめ対策委員会は、いじめ問題への対応について中核的な役割を担うものであるが、以下ではそれぞれの取組に応じて、委員会において中心的な役割を果たす者と活動内容を具体的に示す。

| | 主な取組例 | 委員会において中心的な役割を担う者 |
|----------|-----------------------------------|----------------------------------|
| 未然防止 | ○いじめに関する校内研修の計画、実施 | 生徒指導部長（研修計画の立案・策定） |
| | ○いじめに関する講演会 | 生徒指導部長（講演計画の立案・策定） |
| | ○カウンセラーによる面接 | 教育相談担当教員（面接の計画・実施） スクールカウンセラー |
| 早期発見 | ○「学校生活アンケート」の実施 | 生徒指導部長（調査結果の確認） |
| | ○広報物や保護者会の積極的な活用 | 人権・同和教育主任 |
| | ○被害の子ども・保護者に対するスクールカウンセラー等を活用したケア | 教育相談担当教員・養護教諭 スクールカウンセラー |
| 早期対応 | ○加害の子どもに対する組織的・継続的な観察、指導等 | 生徒指導部長・学年主任 |
| | ○保護者への対応 | 学年主任・学級担任 |
| | ○被害の子どもに対する複数の教員による保護 | 学年主任・部活動顧問 |
| 重大事態への対処 | ○警察への相談・通報 | 生徒指導部長（警察との連絡窓口） |
| | ○県知事への報告 | 学校長 |
| | ○いじめ対策緊急保護者会の開催 | 学校長 |
| 再発防止 | ○再発防止委員会での協議 | 人権・同和教育主任 |
| | ○生徒・保護者への防止策発表 | 学校長 |

